

令和5年度 第5回神栖市職員採用試験 試験案内

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種		採用予定人員※	勤務場所及び職務
1	任期付短時間勤務職員 (事務)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、住民にとって身近な業務（主に窓口、福祉業務、相談業務等）、施設管理、環境整備や各種事業の調査のほか、パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
2	任期付短時間勤務職員 (社会福祉士または精神保健福祉士)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。
3	任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	1名程度	教育委員会の各課で、住民にとって身近な業務（主に市立学校、教育機関における部活動に関する業務等）のほか、パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
4	任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	2名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し、一部一般行政事務も行います。 ※ 保育士の資格のみを有する方は、市立の保育所で保育士としての業務に従事します。 ※ 幼稚園教諭の免許のみを有する方は、市立の幼稚園で幼稚園教諭としての業務に従事します。

※ 申込者数が採用予定人員数を下回った場合でも、試験により不合格となることがあります。

2 採用予定日及び任期

職種		任用期間※	採用予定日
1	任期付短時間勤務職員 (事務)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和6年4月1日
2	任期付短時間勤務職員(社会福祉士または精神保健福祉士)		
3	任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)		
4	任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	

※ 勤務成績等を考慮して任期を更新する場合があります（上記任用期間の開始日から起算して、1、2及び3の職種については3年を超えない範囲、4の職種については2年を超えない範囲）。

3 受験資格

以下の（1）の資格を有し、かつ（2）の欠格事項のいずれにも該当しない人

（1）資格

職種	受験資格
1 任期付短時間勤務職員 (事務)	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業見込みの人
2 任期付短時間勤務職員 (社会福祉士または精神保健福祉士)	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士又は精神保健福祉士いずれかの資格を取得済みであるか、採用予定日までに取得見込みである人（双方を取得済みである人を含みません）
3 任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による小学校又は中学校において、校長、副校長又は教頭いずれかの職務に従事した経験のある人
4 任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	昭和38年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日時点で幼稚園教諭の免許又は保育士資格のいずれかを取得済みであるか、採用予定日までに取得見込みである人（双方を取得済みであるか、取得見込みである人を含みます）

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務形態

- ・原則として、職種が「任期付短時間勤務職員（事務）」、「任期付短時間勤務職員（部活動の地域移行）」及び「任期付短時間勤務職員（社会福祉士または精神保健福祉士）」の場合、週31時間（1日7時間45分、週4日）勤務、職種が「任期付職員（幼稚園教諭・保育士）」の場合、週38時間45分（1日7時間45分、週5日）勤務です。
- ・勤務場所、勤務の必要性に応じて、時間外勤務や週休日（土曜日、日曜日）・祝日勤務もあります。

5 試験の方法等

(1) 職種ごとの試験の方法

職種	試験の方法
任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	第1次試験、最終試験及び資格調査により、最終合格者を決定します。 ※ 最終試験は第1次試験の合格者に対して実施します。
任期付短時間勤務職員(部活動の地域移行) <u>以外の職種</u>	最終試験と資格調査のみにより、合格者を決定します。

※ 試験内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

(2) 第1次試験・最終試験

職種	試験区分	試験の内容
任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	第1次試験 (書類審査)	11(3)受験申込時の提出書類等を基に書類審査を行います。
任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行) <u>以外の職種</u>	最終試験 (作文試験)	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。
全職種共通	最終試験 (個別面接試験)	個別面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。

※ 試験区分及び試験の内容は変更となる場合があります。

(3) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

(4) 試験の棄権

- ・各試験を一部でも受験しなかった場合、当該試験全体を棄権したものとして取扱います。
- ・各試験において、次のような行為が見受けられる場合には、受験をお断りする（実施中の試験を途中で中止とすることを含みます）ことがあります。また、これらに該当して試験を受けることができなかった（または実施中の試験が途中で中止となった）受験者は、試験を棄権したものとして取扱います。

ア 不正行為

イ 他の受験者への迷惑となる行為

ウ その他、正常かつ公平な試験実施の妨げとなる行為等

6 最終試験日時と合否発表の流れ

区分	試験日	試験会場
第1次試験 任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	なし (提出書類等による審査)	



(第1次試験の合否発表の方法及び予定時期)

おおむね令和6年2月28日頃を目安に、受験者のメールアドレス※宛に合否の結果を通知します。

※「受験申込書 兼 受験票」に記載されたメールアドレス

区分	試験日時	試験会場
最終試験 任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	令和6年3月2日(土) 個別面接試験の受付時刻及び面接開始時刻は、第1次試験の合否通知とあわせてご案内します。	神栖市役所 分庁舎 (神栖市溝口4991番地5)
最終試験 任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行) <u>以外の職種</u>	令和6年3月2日(土) [受付時刻] 午前8時30分から午前8時45分 [作文試験] 午前9時00分から [個別面接試験] 作文試験終了後、原則受験番号順に個別に実施します(1人あたり15分程度)	



最終試験の合格発表予定時期	合否発表の方法
令和6年3月中旬頃を予定	最終合否通知を、各受験者の住所宛に郵送

※ 受験申込者数によって、試験日時や試験会場が変更となる場合があります。変更がある場合は、神栖市ホームページ等にて随時お知らせします。

7 合格から採用までの流れ

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿(有効期間1年間)に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和6年4月1日以降となります。

採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和6年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

8 所定の資格を取得できなかった場合の取扱い

特定の資格の取得見込みで受験し合格した者が、「3 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

9 試験成績の開示について

試験成績（受験者本人のものに限ります）の開示を希望する場合、各試験の合否発表の日から起算して2週間以内に、11（6）の問合せ先まで、受験者本人が直接お越し下さい。なお、開示対象者及び開示内容は、次のとおりです。

試験区分	成績開示の内容	備考
第1次試験	[開示対象] 不合格者 [開示内容] 総得点及び総合順位	・受験者本人以外からの開示希望や、電話、メール等による開示希望は受け付けません。
最終試験	[開示対象] 受験者 [開示内容] 総得点及び総合順位	・左記以外の内容は、お問い合わせいただいてもお答えできません。 ・土日祝日は除きます。

10 給 与

(1) 給料月額

学校卒業直後に採用された場合の給料月額は、次のとおりです。括弧書きは、短時間勤務の職種に対して適用される給料月額であり、フルタイムの職と比較した週あたりの勤務時間の割合に基づくものです。

学 歴	給料月額（基本給）	備考
高 校 卒	170,900円 (136,720円)	最終学歴以降に職歴等を有する場合は、それらを考慮したうえで初任給を決定します。
短 大 卒	181,800円 (145,440円)	
大 学 卒	202,400円 (161,920円)	

※ 任期付短時間勤務職員（部活動の地域移行）の職種については、主幹級での採用を予定しています。

(2) 諸手当

給料の他に支給される主な手当は次のとおりであり、要件に該当する職員に支給されます。

手当の名称	手当の内容
地域手当	地域ごとの民間企業の賃金水準を反映する目的で支給される手当です。
通勤手当	公共交通機関や、交通用具（自動車や自転車等）で通勤する職員に対し、通勤距離に応じて支給される手当です。
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命じられて勤務した場合に支給される手当です。
扶養手当	職員が、配偶者、子又は60歳以上の父母等を扶養する場合に支給される手当です。
住居手当	職員が自身の名義で借りているアパート等に住んでいる場合に、家賃額に応じて支給される手当です（短時間勤務の職については対象外）。
期末勤勉手当	年2回、6月と12月に支給される手当です。

1.1 受験申込みの手続き及び受付期間等

(1) 申込書等の請求

申込書一式は、神栖市ホームページからダウンロードするか、神栖市役所職員課（神栖市役所本庁舎3階）または神栖市教育委員会教育総務課（神栖市役所本庁舎5階）で配付しています。また、郵便でも請求できます。

(郵便で請求する場合)

- ・封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、氏名、返信先及び連絡先（電話番号）を記載した書面を必ず同封してください。
- ・140円分の切手を必ず同封してください。

(2) 申込受付期間

令和6年2月9日（金）から2月22日（木） 午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(3) 受験申込時の提出書類等

- ① 受験申込書 兼 受験票 1部（所定の申込書を使用し、写真*を1枚必ず貼付してください）
※ 写真は、最近3ヵ月以内に撮影したもの（上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cm）
- ② エントリーシート 1部
- ③ 補助票 1部（「任期付短時間勤務職員（事務）」及び「任期付短時間勤務職員（部活動の地域移行）」を受験する場合は不要です）
- ④ 欠格事項照会同意書 1部

(提出書類に関する注意事項)

- ・ ボールペン（消せるボールペン不可）または万年筆により、自筆で記入してください。
- ・ 指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ・ 提出し、受付された書類は返却いたしません。
- ・ 受験料は必要ありません。

(4) 申込書類の提出方法

申込書は、(6)の問合せ先へ持参していただくか、郵送によりお申し込みください。今回の採用試験では、インターネットによる受験申込の受付はしていません。

(郵便で提出する場合)

- ・封筒の表に「受験申込」と朱書きし、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。
- ・受験申込の受付後、申込者に受験票を郵送しますので、返信用の封筒(434円分の切手を貼付し、住所・氏名を明記した長3封筒)を同封してください。
※434円分の切手には、簡易書留の料金を含んでいます。
- ・郵送による申込書類は、2月22日(木)午後5時までに(6)の問合せ先へ到着(必着)したものに限り受付し、申込受付期間を過ぎてから到着したものは、返送します。

(5) 申込書類の受付後の流れ

受験申込が受理できましたら、受験申込者に受験票(受験申込書の写し)を交付します。試験当日、受験票を忘れずに持参し、試験会場で受付をしてください。

(6) 問合せ先

採用試験に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

職種	部署	書類送付先・問合せ先
任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行) <u>以外の職種</u>	神栖市総務部 職員課	[送付先]茨城県神栖市溝口4991番地5 [電話 ^{※1}]0299-90-1127 [メールアドレス ^{※2}] saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp
任期付短時間勤務職員 (部活動の地域移行)	神栖市教育委員会 教育総務課	[送付先]茨城県神栖市溝口4991番地5 [電話 ^{※1}]0299-77-7122 [メールアドレス ^{※2}] kyoiku@city.kamisu.ibaraki.jp

※1 祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

※2 土日祝日にメールでお問い合わせいただいた場合、回答は次の平日以降となります。

- ・体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を上記の問合せ先まで必ずご連絡ください。
- ・試験当日のご連絡は、0299-90-1111までお願いいたします(用件をお伝えください。採用試験担当者から、折り返しご連絡します)。